

にほんこくけんぽう  
**日本国憲法**

**〔第二十五条〕**

すべて国民は、  
健康で文化的な  
最低限度の生活を  
営む権利を有する。

けんり  
**権利**  
けんりよく  
**権力**  
じんけん  
**人権**